

防衛施設におけるPFI事業を含めた民間開放の指針

〔平成20年12月〕
防 衛 省
〔平成21年3月改定〕

1 目的

防衛省においては、従来から業務の効率化のため、自衛隊の任務遂行上支障を生じない範囲で、各種業務について民間委託を実施してきており、防衛施設の建設、維持管理、運営等についても、平成14年度からPFI事業の導入を進めてきたところである。

アウトソーシングについては、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」において、行政効率化の推進のため、関係府省に共通する主要な取組の一つとして盛り込まれ、防衛省としても、その取組方針として「防衛省行政効率化推進計画」を策定する等して、積極的に取り組んできている。

一方、PFI事業については、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）が制定され、その後、平成13年に「改革先行プログラム」（内閣総理大臣指示）において、「構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策」として、政府全体として取り組む課題とされた。

これを受け、防衛省では、平成14年4月、防衛庁（当時）内にPFI推進チームを設置し、平成16年9月、「PFI事業の進め方に関する基本的な考え方」を定めて、その推進に努めてきたところである。

本文書は、防衛省としてPFI事業を含めた民間開放を着実かつ迅速に推進することが重要との考えから、今後の防衛施設における民間開放の指針を定めるものである。

2 基本的な考え方

PFI事業については、主として以下の観点から推進を図る。

(1) 対象施設の見直し

「PFI事業の進め方に関する基本的な考え方」においてPFI事業活用によるメリットが期待できる施設としてあげている「公務員宿舎」、「広報施設」及び「厚生施設」以外の施設についても、アウトソーシングの推進への取組状況等も踏まえPFI事業活用によるメリットの可能性を検討する。（本指針「3 対象施設」参照）

(2) P F I 導入の手順の設定

P F I 導入については、事業の実施に至るまでに P F I 導入可能性調査、複雑な実務手続等に相当の期間を必要とするため、P F I 導入の検討を開始するに当たっては、施設の予定供用開始時期からさかのぼって、これらに要する期間が確保されなければならない。従来型の公共事業に比べ早期に検討を開始する必要がある。本指針においては、P F I 導入の検討が適切な時期に適宜行われ、事業の着実な推進が図られるよう、具体的な手順を設定した。(本指針「4 P F I 導入の手順」参照)

(3) 推進のための枠組みの充実

中長期的計画を策定し、中長期的な観点から P F I 事業活用の可能性を検討するとともに、個別事業計画の策定、フォローアップ及び支援体制の枠組みの充実を図る。(本指針「5 推進のための枠組み」参照)

なお、防衛施設に係るアウトソーシングについては、「防衛省行政効率化推進計画」等に基づき実施してきており、自衛隊の特性を考慮しつつ、今後も引き続き、更なる推進に取り組む。

3 対象施設

P F I 事業活用の目的が、①事業コストの低減・効率化、②事業の質の向上、③人的資源の有効活用にあることを踏まえると、防衛施設において、P F I 事業活用のメリットが期待できるのは、主として以下のような性格のものである。

〈適性〉

- ・ 一定規模の事業量があるもの
- ・ 施設整備（設計・建設）と維持・管理又は運営が一体的に含まれているもの
- ・ 新規に役務要員が必要となるもので、かつ、当該役務の外部化が可能であるもの
- ・ 民間事業者が施設の管理・運営のノウハウが蓄積されていると見込まれるもの
- ・ 設計・施工に関して仕様の自由度が大きく、民間の創意・工夫の余地があるもの

上記の適性を満たすものとして、以下の施設が考えられる。

〈対象施設〉

- ・ 隊員の生活に関する施設 厚生施設、公務員宿舎
- ・ 広報に関する施設 資料館、広報館
- ・ 今後アウトソーシングの推進への取組状況等を踏まえて検討する施設

(例)

隊員の生活に関する施設	隊舎、浴場、食厨、体育館、プール
教育訓練に関する施設	教場、教育実習場、教育講堂、図書館
部隊管理に関する施設	庁舎
駐屯地等のユーティリティに関する施設	ボイラー施設
医療に関する施設	病院 など

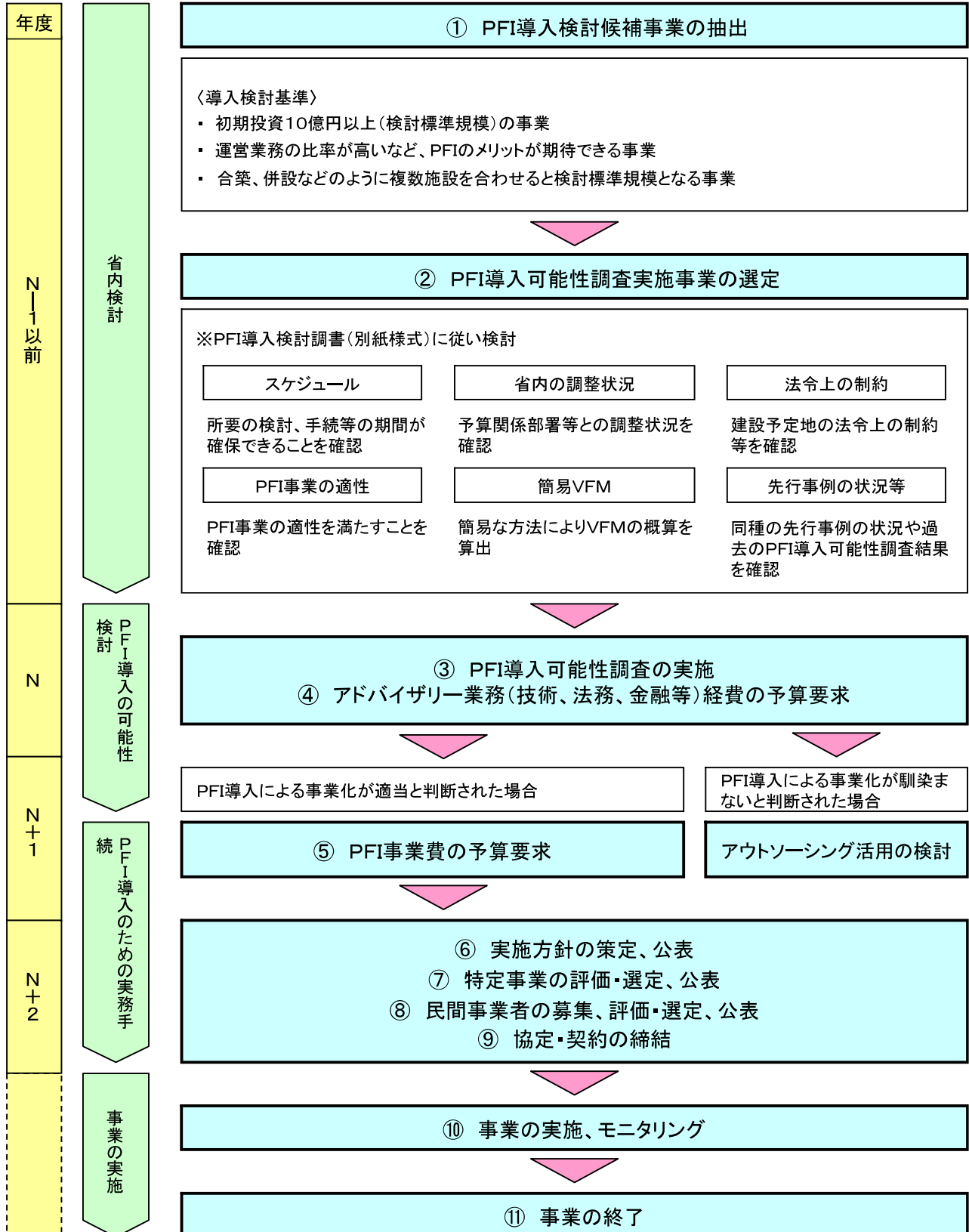
なお、P F I 導入の検討に当たっては、以下の点に留意する。

〈留意点〉

- ・ 民間インセンティブ（民間収益事業等）を積極的に導入することにより、民間事業者間の競争環境を創出し、事業コストの低減又は事業の質の向上に努める。（特に公務員宿舎、資料館等）
- ・ 施設の建設を伴わない既存施設の維持管理又は運営のみの事業についても、P F I 導入の検討対象とする。
- ・ 施設の維持管理又は運營業務の内容や予算面などを考慮しつつ検討する。
ただし、
 - ① 武力攻撃事態等において、その業務を隊員が実施する必要があるもの
 - ② 自衛隊固有の業務であって、民間にその管理・運営のノウハウがないもの
 - ③ 秘密保全を要するもの（やむを得ず事業範囲に含む場合には、秘密保全に係る規定に基づき適切に処置する。）に該当するものは、原則、業務対象の範囲外とする。
- ・ P F I 導入可能性調査を経て、P F I 事業が馴染まない施設についても、その事業の全部若しくは一部においてアウトソーシングの活用を努める。

4 PFI導入の手順

PFI導入については、次の手順により実施する。



省内検討

① PFI導入検討候補事業の抽出

事業担当課等は、経理装備局施設整備課（以下「施設整備課」という。）と調整の上、本指針「3 対象施設」で示されたPFI事業の対象施設について、中期的な防衛力整備計画の策定作業における検討などを踏まえ、下記の導入検討基準のいずれかを満たすものの中からPFI導入検討候補事業として抽出する。

〈導入検討基準〉

- ・ 初期投資10億円以上（検討標準規模）の事業
- ・ 運營業務の比率が高いなど、PFI導入のメリットが期待できる事業
- ・ 合築、併設などのように複数施設を合わせると検討標準規模となる事業

② PFI導入可能性調査実施事業の選定

事業担当課等は、PFI導入検討候補事業について、PFI導入可能性調査を実施することが適当と判断される事業を選定するため、PFI導入検討調書（別紙様式）に従って簡易な予備的検討を行い、PFI導入可能性調査の実施の適否についての意見を取りまとめの上、PFI導入検討調書を施設整備課に提出する。なお、PFI導入検討調書の作成に当たっては、施設整備課は必要な助言・支援を行う。

PFI導入の可能性検討

③ PFI導入可能性調査の実施

PFI導入可能性調査は、事業方式、事業の範囲、リスク分担、事業採算性、VFM^{※1}、民間事業者の参加意欲等について詳細に検討し、PFI導入の可能性について総合的に判断することを目的として実施する。

※1 VFM (Value For Money) : 「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。

公共施設等の整備等に関する事業について、PFI事業としての実施を検討するに当たっては、VFMの有無を評価することが基本となる。VFMの評価は、同一の公共サービス水準の下で評価する場合、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（A）とPFI事業として実施する場合のそれ（B）とを比較し、BがAを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。一方、公共サービス水準を同一に設定することなく、評価する場合、上記のAとBとが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、また、BがAを上回っても、その差を上回る公共サービス水準の向上がPFI事業において期待できるときPFI事業の側にVFMがあるといえる。

【出典】「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」(13. 7. 27 民間資金等活用推進委員会)

④ アドバイザリー業務（技術、法務、金融等）経費の予算要求

P F I 事業を行う場合には、下記の⑥実施方針の策定、公表、⑦特定事業の評価・選定、公表、⑧民間事業者の募集、評価・選定、公表、⑨協定・契約の締結などの実務手続を進めるに当たり、技術、金融、法務等の専門知識やノウハウを必要とすることから、民間コンサルタント又はアドバイザーを活用し、必要な助言や支援を得ながら手続を進めていくことになるため

事業担当課等はアドバイザー業務委託のため必要となる経費を予算要求する。

⑤ P F I 事業費の予算要求

P F I 導入可能性調査の結果、P F I 導入による事業化が適当であると判断された事業について、事業担当課等はP F I 事業費を予算要求する。なお、P F I 導入による事業化が馴染まないと判断されたものについても、その事業の全部若しくは一部においてアウトソーシングを図ることを検討する。

P F I 導入のための実務手続

⑥ 実施方針の策定、公表

P F I 導入可能性調査の結果、P F I 導入による事業化が適当であると判断された場合、当該事業をP F I 事業として特定し民間事業者の選定を行う方針である旨を周知するため、「実施方針」を作成する。これはP F I 法第5条に規定された手続で、民間事業者に対して、事業の情報を早期に提供し、入札に向けて準備を促すとともに、民間から意見を受け付けることを主たる目的としたものである。

また、実施方針はP F I 法により公表が義務づけられており、公表後、実施方針の内容について、民間事業者から質問や意見を受け付け、有用な意見等については、事業への反映を検討する。

⑦ 特定事業の評価・選定、公表

P F I 導入による事業化を正式に決定することを「特定事業の選定」といい、実施方針を策定、公表した後、P F I 事業として実施することにより、施設の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できるか否か、すなわち、V F Mが期待できるかどうかの評価を行う。V F Mが期待できると判断される場合には、この事業をP F I 法第6条に基づく「特定事業」として選定し、その判断の結果を、評価の内容とあわせ、速やかに公表する。

なお、このV F M評価については、P F I 導入可能性調査時のV F M算定と比べ、よ

り詳細かつ精度の高いデータに基づいて行う必要がある。

⑧ 民間事業者の募集、評価・選定、公表

特定事業の選定に続いて、これを実施する民間事業者の募集、評価・選定を行う。

民間事業者の選定方法については、総合評価一般競争入札^{※2}によるものとし、民間事業者の選定を行ったときは、その結果を速やかに公表する。

⑨ 協定・契約の締結

落札者が特別目的会社（SPC）^{※3}を設立するまでに約1箇月の期間を要するため、一旦、落札者を構成する企業等と基本協定を締結し、落札者がSPCを設立した後、正式に事業契約を締結することを基本とする。基本協定では、事業契約締結に向けての双方の義務について必要な事項を規定し、落札者がSPCを設立する場合には、その設立期限や出資条件などを定める。

事業の実施

⑩ 事業の実施、モニタリング

契約の締結後、PFI事業は契約に従って実施される。施設の設計、建設、維持管理又は運営の各段階において、契約に定めた範囲内で民間事業者により提供される公共サービス水準が国の要求水準を満たしていることを確認するため、モニタリングを行う。このモニタリングの結果はサービス対価の支払の根拠となるもので、民間事業者が提供するサービス水準が国の要求水準を満たしていない場合には、契約書の規定に基づき、サービス対価の減額措置などをとる。

※2 総合評価一般競争入札：会計法令上、一般競争入札の一形態として位置付けられた落札方式で、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけでなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式をいう。

【出典】「PFIアンニュアルレポート 平成18年度 内閣府」

※3 特別目的会社（SPC）：PFI事業では、実際に実務を行う建設会社や維持管理会社等が事業実施主体（公共施設等の管理者等）の契約の相手方となるのではなく、これらの企業が出資して設立するSPC（Special Purpose Company）が契約の相手方となる場合が一般的である。これは民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）に示されているとおり、「事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）」という考え方によるものであり、SPCを設立することにより、SPCが実施するPFI事業に対する出資企業の経営状況等の影響を減殺させることが可能となり、PFI事業を実施するうえで一般的な資金調達方法であるプロジェクトファイナンスを行うことも容易となる。

【出典】「PFIアンニュアルレポート 平成18年度 内閣府」

⑪ 事業の終了

契約に定める事業期間が満了となったときに事業は終了となる。終了時の手続については、土地の明渡し等の資産の取扱いなど、契約で定められた内容に従い、適切に処理する。

5 推進のための枠組み

(1) 中長期的計画の策定

P F I 推進チームは、中期的な防衛力整備計画の策定作業における検討などを踏まえ、中長期的計画を策定し、これを公開する。

(2) フォローアップの取組

P F I 推進チームは、中長期的計画の進捗を管理し、必要に応じて計画内容の見直しを行い、見直しを行った場合には、適宜、これを公開する。

(3) 個別事業計画の策定

事業担当課等は、P F I 導入可能性調査を実施するときは、個別事業計画を策定し、P F I 推進チームに報告する。

P F I 推進チームは、P F I 導入可能性調査の結果、P F I 導入による事業化が適当であると判断した事業について、P F I 事業として実施するときは、策定した個別事業計画を公開する。

(4) 支援体制

P F I 推進チームは、P F I 事業に係るノウハウの蓄積、情報収集、省内への情報提供、中長期的計画の策定等を行い、P F I 導入に当たっては、事業担当課等を最大限支援する。

P F I 導入検討調書

P F I 導入検討 候補事業の名称		担当課等	-----
所在地		駐屯地等 名称	
1 事業概要			
用途・目的			
事業実施の 優先順位等			
運営開始 予定時期			
施設整備区分	1 新設 2 建替 3 改修 4 なし		
施設規模			
維持管理 〔主な対象業務 について記載〕	対象業務内容	概算経費	備考
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
運営 〔主な対象業務 について記載〕	対象業務内容	概算経費	備考
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
2 P F I 導入検討候補事業の要件			
施設区分			
所要見込額 〔初期投資額 10億円以上〕	初期投資額 億円 [内訳] ①設計・工事 億円 ②その他 () 億円		
その他上記 以外の要件			

3 PFI導入可能性調査実施の適否の検討

①スケジュール	所要の検討、手続等のための期間が確保できることを確認				
②省内の調整状況	予算関係部署等との調整状況を確認				
③法令上の制約	建設予定地の法令上（例えば、都市計画法、建築基準法等）の制約がないことを確認				
④PFIの適性	評価項目	施設整備	維持管理	運営	
	施設整備（設計・建設）と維持管理又は運営が一体的に含まれる。				
	民間事業者のノウハウを活用できる。				
	設計・施工の仕様の自由度が大きく、民間の創意工夫の余地がある。				
	運営業務の比率が高く、民間の創意工夫の余地がある。				
	業務ごとのPFIの適性※				
	※ 評価項目のすべてが○の場合（適性あり）・・・○ 評価項目の一つでも×の場合（適性なし）・・・×				
	業務毎のPFIの適性			総合評価	備考
	施設整備	維持管理	運営		
	○	○	○	○	
	○	○	×	○	
	○	×	○	○	
	○	×	×	×	
×	○	○	○		
×	○	×	×	維持管理のみでは民間の創意工夫の余地が限定	
×	×	○	○		
×	×	×	×		

「3 PFI導入可能性調査実施の適否の検討」の①から③において、PFIの導入を困難とするような問題がなく、かつ、④の総合評価において、「PFIの適性あり」と判断される場合は、「4 簡易VFM」に進み、①から③において、PFIの導入を困難にする問題が想定されるか、又は、総合評価で「PFIの適性なし」と判断される場合には、「6 担当課等の意見等」に進む。

4 簡易VFM	% (千円)
5 同種の先行事例 の状況等	
6 担当課等の意見等	
<p>[結論] ① P F I で実施 ② 従来方式で実施 ③ その他 ()</p>	
<p>[理由] (具体的に記述)</p>	
<p>[特記事項]</p>	

注：担当課等は、本調書作成に当たって、経理装備局施設整備課と十分な調整を図ること